

| | |
|---------|-----------------------|
| タイトル | 韓国特許庁、2014年の業務推進計画を報告 |
| 出処(掲載日) | 韓国特許庁(2014.2.24) |

□特許庁は、2月24日の午前10時、京畿道の産業技術大学において、産業通商資源部、農林畜産食品部、中小企業庁などとともに、2014年度における業務推進計画を報告した。

○ 今回の報告は、昨年1年間、特許庁の政策推進課題とその評価に基づき、2014年特許庁の政策推進の具体的なアクションプランと意志を盛り込んでいる。

□ 昨年には「知的財産基盤の創造経済の実現に向けた5ヵ年総合実現戦略」を確立し、政策の枠を設け、他部署との政策協力を強化するなど、基盤構築に力を入れた。

○ 2014年には、「知的財産を通じた国民の幸福と企業成長を牽引」という政策目標を掲げ、それを達成するため、

- ① 知的財産の創出・保護・活用体系の先進化
- ② 創造企業及び人材の育成
- ③ 政府3.0の充実した推進に向け知的財産情報の公開・拡大
- ④ 規制改善の緩和など

4つ分野の12課題を重点的に推進する。

□知的財産創出の支援を拡大

◆ アイデアの迅速かつ正確な権利化を支援

○ 市場の著しい変化に対応し、アイデアの迅速かつ正確な権利化と紛争解決支援のため、審査処理期間を持続的に短縮すると同時に、先進国水準の審査品質も維持する予定である。

- 特許は13.2ヶ月(2013年)から11.7ヶ月(2014年)、商標は7.7ヶ月(2013年)から6.5ヶ月(2014年)、デザインは7.3ヶ月(2013年)から6.5ヶ月(2014年)に短縮し、審判分野も8.5ヶ月(2013年)から8ヶ月(2014年)に短縮する計画である。

-海外における迅速な権利獲得を支援するため、特許審査ハイウェイ [1](#))を拡大する。

* PPH/PCT-PPH : (2013年)14カ国/4カ国→(2014年)20カ国/16カ国以上

○ 審査品質向上に向け、出願人との事前面談を実施する予備審査など、ポジティブ審査を推進し、

- 新製品と関連した特許・実用新案出願を一括審査するほか、今年4月からは、それを商標・デザインにまで拡大施行する予定である。

◆デザイン-R&D 戦略の導出及び製品基盤の IP-R&D 戦略支援を試行実施

○ 政府 R&D 特許技術動向調査を応用・開発研究段階における支援のほかに、特許創出が比較的が多い基礎研究 R&D 段階における支援に拡大し、

*基礎研究課題の特許技術動向調査の支援(課題) : (2013 年)159→(2014 年)200

- 「国家特許戦略の青写真」構築の対象分野も LED や再生エネルギー、部品産業など5つの分野を追加し、計12の産業分野に増やす計画である。

- 先行特許・デザインの分析と、市場の環境分析を通じてデザイン獲得戦略を提示するデザイン-R&D 戦略支援を試行的に推進する。

*産業部、文化部など政府 R&D 企画事業の対象に約20件を支援する予定

○ 民間 R&D 成果を高めるため、先端の素材・部品企業をはじめ、予備創業及び再創業企業に対する IP-R&D 戦略を拡大支援し、

* 民間の知財 R&D 戦略支援(課題) : (2013)158→(2014)174

- 製品でリンクされた企業群を対象に、IP-R&D 戦略の確立を一括支援する「製品基盤の IP-R&D 戦略支援」を試行的に推進する。

* 大手・中小企業がともに開発する製品開発を支援し、大手・中小企業間の相互成長を図る。

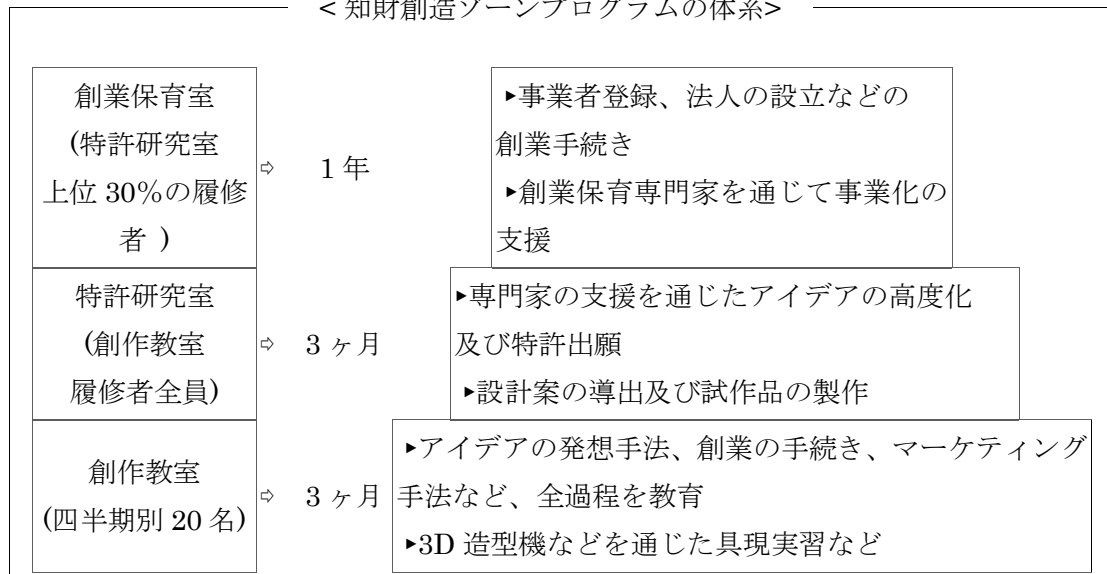
◆アイデア創出・活用の支援のため「知財創造ゾーン」を設置

○ 地域の人材と地域企業のアイデア創出・活用の活性化を支援するため、今年の上半期に地域知識センターにて「知財創造ゾーン」を設置する。

- 釜山、光州、大邱、江原を優先的に、特許庁と自治体がそれぞれ5:5のマッチングで設置し、今後、全国に拡大する予定である。

- 知財創造ゾーンでは、創業サークル・予備創業者を対象に創作教室、特許研究室、創業保育室の段階別プログラムを設けて四半期別に運営し、

< 知財創造ゾーンプログラムの体系 >



* (2014年)4か所、80人教育で24人が創業

- 地域の知的財産センターに常駐する 7~8 人のコンサルタントがアイデアの具体化及び権利化を密着支援する。

◆優秀なアイデアの創出・事業化の支援に向けた国民幸福技術具現¹を本格的に稼働

○生活の中のアイデアを知的財産権として創出し、創業・事業のアイテムとして発展させていくための国民幸福技術具現事業を今年から本格的に起動する。

* 2013年ソウル発明大会の受賞作 10件に対し、試作品の製作及び特許出願の支援、商品化できる 3件(無電源自動掃除機、キャリア移動手段、ヨーグルト発酵機)について、試作品の製作支援などモデル事業を実施

- 中央部署・自治体が運営しているアイデア公募展、コンテストなどの入賞作全てを対象に国民幸福技術具現事業を全国に拡大する予定である。

- 入賞作 1000 件のうち、評価を経て高度化が完了された 40 件は、中小企業庁の創業キャンプ*に入所できるよう支援し、最終的に選定された 25 件については、中小企業庁と協議して創業を支援する予定であり、

¹ ジェトロソウル注：国民幸福技術具現プロジェクトとは、韓国特許庁、ソウル市、IBK企業銀行などが 2013 年 7 月に業務協約を締結し行っている事業であり、発明アイデア公募展の受賞アイデアに対し、弁理士・技術専門家・マーケット担当者等専門家グループが協力し、特許権利化支援・金融支援などを含め、創業・製品化に向けたサポートを行う事業である。

* 4週間の教育及び審査を通じて創業資金1件当たり4,000万ウォンと販路開拓を支援

- 創業キャンプから除外されるか、創業意思のない15件については、試作品製作支援(産業部、BI強化など)及び、技術移転を推進する。

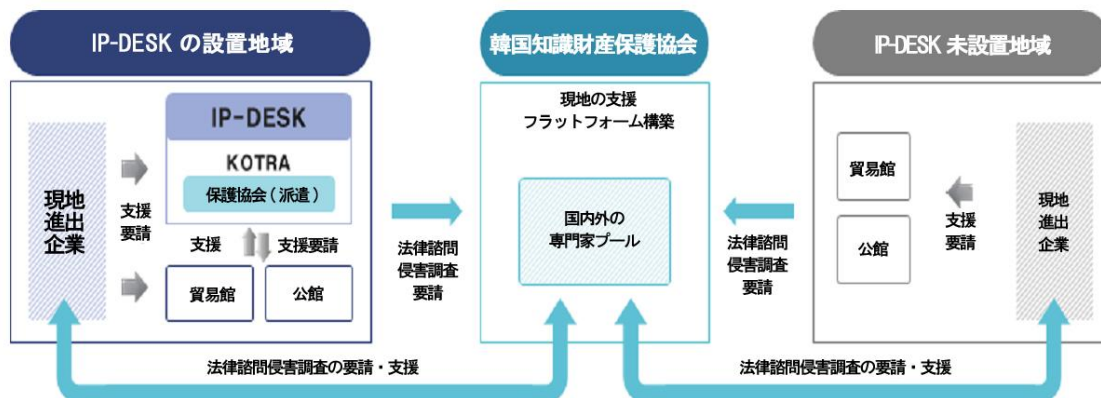
○ 入賞したアイデアは、情報DBに登録し、検索サービスを提供して審査・審判に活用することで、アイデア管理・活用の好循環システムを構築する。

□知的財産保護の実効性を向上

<海外知財権保護体制の構築及び訴訟保険の支援を拡大>

○ 海外の知的財産侵害・紛争に効果的に対応するため、海外の知識財産センター(IP-DESK)の運営主体を一元化して機能を見直し、紛争が頻発する地域にIP-DESKを追加設置する計画である。

<海外における知的財産保護の支援体制>



* KOTRAと連携し、国内外の専門家プールを活用した法律諮問及び侵害調査を支援

○ 海外知識財産センター(IP-DESK)が設置されていない地域で発生する知財関連トラブルに対応するため、在外公館、貿易館との連携体制を構築し、

- 在外公館及び貿易館に知的財産担当者指定を段階的に拡大する予定である。

* 在外公館：(2013年)15カ国→(2014年)20カ国、貿易館：米国・日本・ドイツなどに拡大

○ 中小・中堅企業の知的財産紛争の予防・対応支援を強化するため、コンサルタント・

訴訟保険支援基準を改善し、新規支援企業を拡大する。

*紛争予防・対応コンサルティング/訴訟保険：(2013年)128/50社→(2014年)234/110社

<模倣品の撲滅及び制度見直し>

○今年1月、国家知識財産委員会、未来部などで構成した「知財権保護政策協議会」を通じて、部署を超えた保護協力体制を強化し、

- 特別司法警察隊を通じて模倣品の大量製造・販売・流通事犯に対し企画捜査を集中し、オンラインにおける販売犯の取締りを強化する。

- 模倣品の重点的取締り対象地域でクリーンキャンペーンを展開するなど、模倣品の自発的な撲滅に向け、オンラインマーケット運営者、権利者などと民間協議会を構成して知的財産を尊重する文化を拡大する。

○ 知的財産の保護の実効性向上に向け、損害賠償の認定範囲の拡大、損害算定関連資料の提出の義務化など、損害賠償制度の見直しのため、特許法の改正を推進し、

- 営業秘密侵害者に対する刑事処罰規定の見直しなど、技術流出防止関連の制度改善不正競争防止法の改善案を設ける。

□知的財産の活用能力を強化

<知的財産金融支援の拡大>

○ 優秀な知的財産を有している中小企業の事業化資金の支援のため、知的財産の保証・貸出し・投資を連携した金融支援も拡大する計画である。

* 知的財産補償・貸出し・投資を連携した金融支援(社/億ウォン)：(2013年)212/759→(2014年)300/1,000

- 産業銀行(2013.3)に続き、企業銀行・中小企業振興公団及び民間銀行にも知的財産担保貸出しを拡大し推進する予定である。

○ さらに、企業の成長段階(初期企業、売上げ発生企業、成長段階企業)に応じて、知的財産金融のオーダーメイド支援も推進する。

<企業成長段階別の支援案>

| 企業の成長段階 | 支援事業 |
|--------------|------------------------------|
| 創業予定、または初期企業 | 技術保証基金・信用保証基金の補償連携の特許技術評価を支援 |

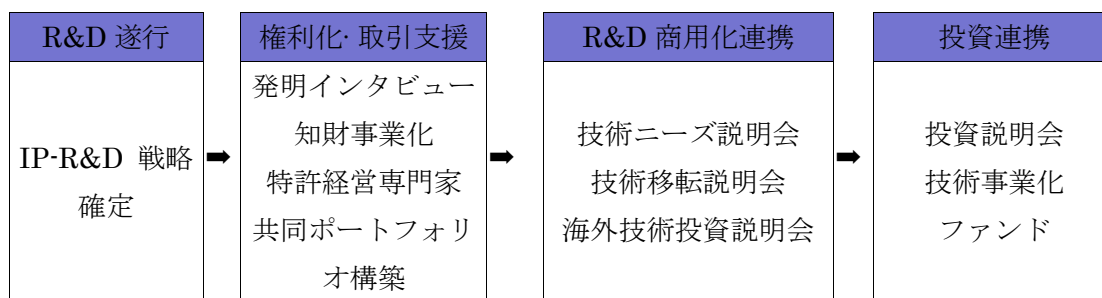
| | |
|-------------------|-----------------------|
| 売上げが発生している中小・中堅企業 | 知的財産の担保貸出し連携の特許技術評価支援 |
| 成長段階の中小企業 | 投資連携の特許技術評価を支援 |

○市中銀行が特許評価情報を安価な費用で迅速かつ弁理に利用できるよう、知的財産評価取引センターと銀行間の連携システムを構築する計画である。

*金融機関の企業信用評価システムと特許分析評価システム(SMART3)を連携

<大学・公的研究機関の統合支援体制を構築>

○大学・公的研究機関の知的財産活用能力強化のため、R&Dから投資連携までの全周期にわたる統合連携の支援体制を構築する。



<知的財産サービス産業の基盤構築>

- 知的財産サービス産業の成長基盤を構築するため、
 - 知的財産サービスの産業特殊分類の制定を通じて租税特例制限法上の税金減免業種に知的財産サービス産業を追加反映し、
 - 知的財産サービス企業の競争力強化及びサービス品質の向上のため、知的財産サービス産業の専門会社指定を推進する。

□創造企業育成及び人材育成

<知的財産創造企業の育成>

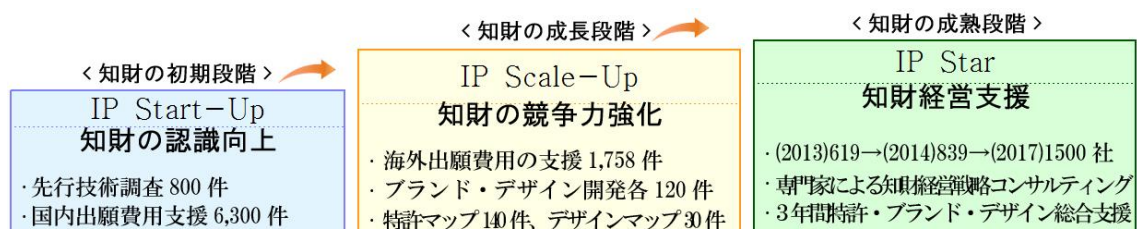
○ 知的財産経営に対する企業の認識を改善し、産業現場の全体に知的財産経営を根付かせるため、今年下半期に「知的財産経営認証制度」を導入する。

-認証企業には、支援機関との協議を通じて公共部門の販路開拓、政策資金、貸出し保証、

移行保証、放送広告費の減免などの支援が推進される予定だ。

(放送広告振興公社(2014年1月)、SGI ソウル保証(2014年2月)と特許庁が了解覚書を締結)

○また、知財の初期団体企業がスター企業として成長できるよう、知的財産能力の段階別に差等化して支援する。



<知的財産職務遂行能力の体系化>

○ 知的財産に強い人材を育成するため、雇用労働部と協議し、国家職務能力標準(NCS)を通じた、知的財産産業分野の職務定義を導き出し、それに基づいた充実した職業教育のため、標準教育体系を構築する。

*国家職務能力標準：産業現場の職務遂行に求められる能力を産業別・水準別に体系化したものであり、雇用労働部の主管による職務分析が予定

- これを通じて、小中高大学における教育と、企業需要に対応する体系的な教育プログラムを設ける予定である。

○大学の知的財産教育基盤の拡充及び教育の質的な充実化のため、段階別・分野別の大学(院)の知的財産標準教育モジュールを開発・普及し、知的財産教育の先導的大学を9校に拡大*する。

* (2013年)インハ大学、カンウォン大学、チョンナム大学、タングック大学、ソウル大学、プキョン大学→(2014年)トングック大学、コンジュ大学、クムオ工科大学を追加

□ 知的財産情報の開放・共有の拡大

○ 企業の海外進出を支援し、審査・審判品質の向上のため、特許公報などの海外の知的財産データの入手国を拡大し、

* (従来)IP5、WIPO、ドイツなど 20 カ国→(拡大)スペイン、イスラエルなど 25 カ国(計 45 カ国)

- 知的財産情報検索サービス強化のために情報データを拡充する。
 - * 知的財産情報の DB 搭載件数(累積) : (2013 年) 2 億 2696 万件→(2014 年) 2 億 5000 万件
 - 知的財産情報の民間分野サービス拡大のため、民間が検索できる文献情報対象を拡大し、
 - * (2013 年) 論文、アイデア、伝統知識→(2014 年)標準技術文書 5 種を追加
 - 知的財産情報の開放・共有を拡大するため、顧客に合わせたデータを構築する。
 - * 民間提供 DB の種類 : (2013 年)特許公報など 11 種→(2014 年)法的状態情報など 3 種を追加

□規制改善を緩和

- 中小企業及び社会的弱者の知的財産権費用負担の緩和のため、
 - 中小企業などの特許・実用新案・デザインの登録料を減免し、
 - * 個人、中小・中堅企業の 4～6 年目の登録料 30%を減免(3 月 1 日施行)
 - 青年・元老発明家の知的財産活動支援のため、出願料、審査請求料及び設定登録料の減免率を拡大する(70%→85%、3 月 1 日試行)
- 創業・営業を促進し、国民の商標選択機会の拡大のため、
 - 先登録商標と類似する商標であっても、先商標権者の同意があれば、商標登録が可能となる。
- 国民が不便に感じていたいわゆる「爪下の棘」を取り除くために、
 - 特許料の未納により消滅された権利の回復申請時、特許料納付以外の不必要な書類提出規定を廃止し、
 - 特許登録後にも、後発の模倣品、国際標準などに対応し、追加で権利化できるよう分割出願できる機会を拡大する。
- 非正常な慣行・制度の正常化を持続的に推進するため、

- 審判請求後 1 ヶ月以内に請求を取下げする場合、すでに納付した審判請求料を返却する規定を新設し、

* 現在は出願後 1 ヶ月以内に出願を取下げする場合に出願料を返却

- 国民の費用負担を緩和するため、商標審判請求時に審判請求料の合理的な算定規定を新設する。

*(従来)商標登録時に指定された全ての類→(改善)審判対象商品が属している類

1) Patent Prosecution Highway：一国で登録されている特許を他国特許庁が早期に審査する制度